

「同等品で入札される場合の手続きについて」

基準品として示したメーカー・型番の品物のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）による入札の場合は以下の手続きにより事前に同等品認定を受けてください。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質が基準品と同等以上であるものをいいます。

2 同等品認定の方法

同等品認定を受けようとする方は、指定する日時までに、「同等品規格確認票」（様式3）に次の資料等を添付の上、下記あてに提出してください。

- ・当該同等品候補の掲載されたカタログ・価格票等の資料（コピー可）

3 同等品可否決定の通知

提出された「同等品規格確認票」の審査結果については、同確認票の「確認欄」に、認定であれば「適」に丸印を、不認定の場合であれば「否」に丸印を記入して返送することにより通知します。

なお、事故等により審査結果が届かない場合があるので、入札書提出締切日の2日前までに審査結果の通知がない場合は下記あて確認してください。

4 同等品規格確認票の提出期限

令和7年8月26日（火）17時必着

注意：基準以外の同等品で入札される方は必ず「同等品規格確認票」を提出してください。

5 提出先

〒753-0072 山口県山口市大手町2番18号

山口県教育会館 教職員健康管理センター内

公立学校共済組合山口支部厚生班（担当：田丸）

電話：083-933-4575

FAX：083-933-4588